

# 令和5年度講師派遣法令講座：貴社（事業者）で開催 ☆なるほど納得☆「判断基準」の改正と「エネルギー管理標準」の改定

「判断基準」改正(令和5年4月1日施行)の主な変更・追記内容

## I. エネルギーの使用の合理化の基準

- ①エネルギーの使用の合理化の対象に非化石燃料を追加
- ②太陽光利用機器等の保守及び点検を追加

## II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

- ③「電気需要平準化」を「電気需要最適化」に改める。
- ④「未利用エネルギー・再生可能エネルギー等」を「自然界に存する熱(太陽熱・地熱・温泉熱・雪氷熱を除く。)・未利用エネルギー等」に改正
- ⑤再生可能エネルギーに関する規定を削除し、自然界に存する熱(太陽熱・地熱・温泉熱・雪氷熱を除く。)に関する規定を追加

## III 工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準(新設)

- ⑥非化石エネルギーへの転換に関する措置を講じるに当たっては、エネルギーの使用の合理化を著しく妨げることのないよう留意するものとする。エネルギー消費原単位の算出に当たっては、非化石燃料の熱量に0.8を乗じるものとする。

「省エネ法」の改正に伴い、「判断基準」も改正されました。本年度は「判断基準」に基づき制定された「エネルギー管理標準」を改定するタイミングです。講師と対面で、貴社（事業者）の「エネルギー管理標準」の改定に関する疑問や悩みを解消できる本講座の受講を是非ご検討ください。未制定の事業者様はこれを機に制定しましょう。

1. 開催日時:お打ち合わせによる。(令和6年2月29日まで 時間:2時間30分)
2. 開催場所:貴社(事業者)の会議室等
3. 受講対象者:エネルギー管理標準の改定実務者様等(3名様以内)
4. 講義内容:基本的には適時休憩を挟み次のカリキュラムで実施します。(質疑応答は、随時)
  - (1)「省エネ法」の目的および改正について 30分
  - (2)「判断基準」の改正について 40分
  - (3)エネルギー管理標準の改定(制定)について 60分
5. 貴社(事業者)で準備して頂くもの:
  - ・「エネルギー管理標準」(最終改定版)
  - ・プロジェクターor モニター (パソコンは、持参します。)
6. 講師派遣料(消費税等込み): 一般 104,500円 賛助会員 83,600円
  - ・講師派遣料には、資料制作・印刷、事務経費を含みます。
  - ・申込書受付後、講師の旅費(当センターの規程に基づく)を追加した見積書を発行します。
  - ・受託契約については、貴社(事業者)様のご規定とおりとさせていただきます。
7. お申込み要領:下記の受講申込書にご記入のうえ、ファックスまたはe-mailにてお申込下さい。
8. お支払方法:講座実施後、請求書を郵送いたします。  
次の口座にお振込みください。(振込手数料は、ご負担願います。)  
みずほ銀行 梅田支店 普通預金 No.1048083  
口座名義:一般財団法人 省エネルギーセンター 近畿支部
9. 問合せ先:一般財団法人省エネルギーセンター 近畿支部 講座担当:葉山  
〒550-0013 大阪市西区新町1-13-3 四ツ橋KFビル8F e-mail:kinkikoza@eccj.or.jp  
TEL:06-6539-7515 講座当日携帯:090-4675-7086

( 切り取らずに送信して下さい )

省エネルギーセンター 近畿支部 行

「判断基準」の改正によるエネルギー管理標準の改定 申込書

令和 年 月 日

■会社(事業者)・事業所名		<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 賛助会員	申込受付 省エネルギーセンター印
■事業者の日本標準産業分類の細分類項目名	■ベンチマーク対象となる事業有り( )・なし	■講師派遣料 円(旅費は別途)	
■住所〒		■見積書を郵送します。	
■TEL: ■FAX:		■講座開催日時:令和6年2月29日(木)まで 本受講申込書受領後希望日をお聞きして調整	
■申込者 所属:	■役職:	■申込者 氏名:	■申込者 e-mail:

▼ FAX:06-6539-7370 または kinkikoza@eccj.or.jp ▼